

西宮市軽費老人ホーム利用料等取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年西宮市条例第9号。以下「軽費老人ホーム基準条例」という。）、西宮市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める要綱及び、西宮市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱の実施にあたり、軽費老人ホーム基準条例第16条第1項第1号の入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として市長が定める額及び第16条第3項の市長が定める額について定める。

(サービスの提供に要する費用)

第2条 軽費老人ホーム基準条例第16条第1項第1号の費用の上限は、別表1の額に別表2で算出した額を上乗せした額とする。

(生活費)

第3条 軽費老人ホーム基準条例第16条第3項の上限額は、別表3のとおりとする。

付則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

付則

1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

(入所者からの徴収額算定に用いるサービスの提供に要する費用に係る経過措置)

2 この要綱の施行の日から令和5年3月31日までの間において、入所者からの徴収額を算定する場合に用いるサービスの提供に要する費用（月額）については、第2条の規定にかかわらず、別表1の額によるものとする。

(介護職員における処遇改善加算適用に係る経過措置)

3 この要綱の施行の日から令和5年3月31日までの間において、別表2に定める適用日が令和4年3月31日以前となる場合は、適用日を令和4年4月1日とする。

付則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(入所者からの徴収額算定に用いるサービスの提供に要する費用に係る経過措置)

2 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間において、入所者からの徴収額を算定する場合に用いるサービスの提供に要する費用（月額）については、なお従前の例による。

別表1（第2条関係）

施設別サービスの提供に要する費用（月額）

施設名称	サービスの提供に要する費用（月額）	地域区分
ケアハウス愛和	147,500円	15/100
ケアハウス敬愛	98,700円	
ケアハウス西宮恵泉	51,100円	
ケアハウス幸泉サンズ	98,700円	
ケアハウス有馬ホロンの苑	47,700円	
ケアハウスローズガーデン甲子園	94,400円	
ケアハウスコティ武庫川別邸	147,500円	

別表2（第2条関係）

上乗せする額（月額）の算出

上乗せする額 （月額）	$\text{介護職員における処遇改善加算（円未満切捨て）} = \frac{\text{前年度の平均介護職員数}}{\text{前年度の平均入所者数}} \times 9,000 \text{円}$
介護職員における処遇改善加算の適用要件	令和4年2月1日以降に、介護職員1人当たりおおむね月額9,000円の処遇改善を行うこと。
適用日	当該給与改定の適用日と同日とする。ただし、給与改定日の適用日が月途中となる場合は、翌月1日を適用日とする。
前年度の平均介護職員数	<p>前年度の4月から12月までの月毎に算出した常勤換算後の介護職員数の年間合計を4月から12月までの事業実施月数で除して得た数とし、小数点第2位で四捨五入した数とする。</p> <p>また、新規開設や定員変更等により、今後介護職員数に大きく変動が生じることが見込まれる場合は、今後の見込み数とすることも可能とする。</p>
前年度の平均入所者数	<p>前年度の4月から12月までの各月の初日に在籍していた人数の年間合計を前年度の4月から12月までの事業実施月数で除して得た数とし、小数点第1位で四捨五入した数とする。ただし、1未満の場合は1とする。</p> <p>なお、前年度の4月から12月に新たに事業を開始した施設については、事業開始日から起算して、3箇月を経過する日の属する月の分までは、入所者が月の途中で入所した場合、当月の実入所日数を当月の実日数で除すことにより、在籍していた人数を算定する。</p> <p>また、新規開設や定員変更等により、今後入所者数に大きく変動が生じることが見込まれる場合は、今後の見込み数とすることも可能とする。</p>

別表3（第3条関係）

生活費

1人あたりの額	冬期加算額（11月から3月まで）
46,940円	2,160円